

51 VIE.ORNE ビオルネ

月曜日～土曜日
10:00～18:00
(月2回 不定期 20:00まで)
高松市松島町2丁目2-14
VIE.ORNE
087-887-3754
vieorne1203@mh.pikara.ne.jp

52 特定非営利活動法人 未来 ISSEY

不定期 年間10回程度
香川県内
特定非営利活動法人 未来 ISSEY
080-2982-3902
miraissey@gmail.com
http://www.miraiissey.com

53 子育て応援ひろば にこにこ

毎月最終水曜日 10:30～11:30

なごみんのわ

毎月第2金曜日 10:30～11:30
10:00～18:00
高松国分寺ホール
高松市国分寺町新名430番地
なごみん
087-875-0162 (高松国分寺ホール)
(Instagram) @nagomin.kagawa

54 メタセコイヤの家

月・木曜日 10:00～11:30
第1土曜日 10:00～15:00 (2021.8～)
※祝日は休み
メタセコイヤの家 (三木町鹿伏132)
特定非営利活動法人 メタセコイヤの家
090-4919-2190
metasekoiya.ie@gmail.com
https://www.facebook.com/metasekoiya

55 ときどき食堂 つ★な★ご

不定期 月2回
土器コミュニティセンター
丸亀市土器町東7丁目160番地
ときどき食堂 つ★な★ご
090-5144-9577
drmfrrsd1108@yahoo.co.jp

56 しらさぎキッチン

第2・4木曜日 7:30～8:00
高松市立鶴尾小学校
高松市松並町636番地1
しらさぎキッチン
090-8284-5538
hk-amahiro@ca.pikara.ne.jp

57 和幸子ども食堂

毎月第1・3火曜日 15:00～18:00
高松市香川町川東下313-1
レストラン 和幸
FAX 087-879-4010

58 子ども食堂「まもりん食堂」

毎週金曜日 17:30～19:30
国分寺北部コミュニティセンター
高松市国分寺町新居1840番地6
まもりん食堂 (国分寺北部校区コミュニティ協議会)
087-874-5805

59 西宝町みんなの居場所

月1回 (不定期)
高松市西宝町1-8-34
西宝町書道教室
090-1324-8758
calligraphylessons@gmail.com

60 すまいる☺はうす

第1土曜日
三豊市内
すまいる☺はうす
090-2891-5115

61 しろくま NAGAYA

毎月最終日曜日 14:00～16:30 (変更あり)
高松市内のコミュニティセンター、麦縄の里
(高松市東植田町1361) など
はたらくしろくま
terui0216@hotmail.com

62 子ども食堂 まねきねこ

毎月第2土曜日 11:00～16:00
観音寺市豊浜町姫浜453-2 豊浜公会堂
子ども食堂 まねきねこ
080-8636-7547
rocomoco48@gmail.com

63 あそび舎 どんぐり

毎月第4日曜日 午前中
高松市六条町
あそび舎どんぐり
087-865-4209
jun-chan_s@s.Vodafone.ne.jp

64 めくめくごはん会

月1回金曜日 16:00頃～20:00
主に池西農村環境改善センター
高松市香南町池内522-1
一般社団法人めくめくママSUN'S
nukunukumamasuns@yahoo.co.jp

65 制服リユース MATANA

活動日は店舗営業日に準ずる
(事前にご確認をお願いします)
三豊市三野町2237-1
制服リユース MATANA
090-4645-3026
mitoyo.kannonji.reuse@gmail.com
(Instagram)
@matana_reuse.mitoyo_kanonji

66 子ども食堂みのりん

月1回程度 (不定期)
坂出市駒止町一丁目3番5号 2階
子ども食堂みのりん
0877-85-8082
shikarubeki2020@gmail.com

67 ひまわりるーむ

毎週月・水・木曜日 13:00～15:00
三豊市詫間町詫間6813-7 ひまわりるーむ
特定非営利活動法人ひまわり
0875-23-7635
himaru.himawar@gmail.com
http://www.himawari7655.sakura.ne.jp/

68 まんまる食堂

毎週月・火・水・金曜日 14:00～19:00
月1～2回土曜日 16:00～18:00
高松市宮脇町2丁目19-16
特定非営利活動法人まんまるサポート
manmarusapoto@gmail.com

 …食の提供をしている支援の場です

子どもの最善の利益のために

—— 児童憲章 ——

1951(昭和26)年5月5日制定

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、
児童に対する正しい観念を確立し、
すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境の中で育てられる。

—— 児童の権利に関する条約 ——

1989(平成元)年国連で採択、1994(平成6)年批准

「子どもの権利」4つの柱



生きる権利



育つ権利



守られる権利



参加する権利

—— 児童福祉法 ——

1947(昭和22)年制定

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、
その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること
その他の福祉を等しく保障される権利を有する。

お問合せ

香川県子どもの未来応援ネットワーク事務局 社会福祉法人 香川県社会福祉協議会
〒760-0017 香川県高松市番町一丁目 10 番 35 号 香川県社会福祉総合センター5F
電話：087-861-0546（地域福祉課） FAX：087-861-2664